

仙北市住宅リフォーム促進事業（災害）

災害により被災した建物改修工事に対し



工事費の**15%**
（限度額20万円）
を補助します

（過去に住宅リフォーム補助金を利用した住宅の復旧工事も対象となります）

《補助対象者》

- 補助対象者は、市民であって、次の要件のすべてを満たす方
 - （1）持ち家の災害復旧工事を行う者（罹災証明書必要）
 - （2）対象者及び同居する家族が市税及び市諸収入金に未納がないこと

《対象となる工事》

- 平成30年10月1日以降の自然災害による災害復旧工事で、自らが居住する住宅の改修工事であること
- 当該工事に要する経費（消費税を含む）が、10万円以上であること

《対象外工事》

- 車庫・物置・倉庫（農作業小屋含む）、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事
- 冷蔵庫、テレビなどの備品等（ただし、給湯器等の固定式機械設備は対象）
- 平成30年度仙北市住宅リフォーム補助金の交付を受けた同一の自然災害による災害復旧工事
- 被災箇所以外の改修工事（被災箇所以外は、通常のリフォーム補助での対応）

《補助率・補助限度額》

- 補助対象工事費（消費税を含む）の**15%**（千円未満切捨て）
（限度額20万円）

《施工業者》

- 市内・市外問わず対象といたします。（秋田県内に本店又は事業所を有すること）

【問い合わせ先】

仙北市役所西木庁舎2階

建設部建設課 都市計画係

TEL 0187-43-2295